

公益財団法人神奈川県福利協会住宅・土地資金貸付規程

昭和60年4月 1日 制定

平成24年3月29日 一部改正

平成29年4月 1日 一部訂正

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人神奈川県福利協会(以下「本会」という。)福利厚生事業実施規程第9条に基づき、民間社会福祉事業従事職員が自己の居住する住宅及び宅地を取得する場合に、所要の資金を貸付けることについて必要な事項を定める。

(借入資格)

第2条 本会の退職共済制度加入者で、加入期間5年以上の者とする。

(貸付の範囲)

第3条 貸付の範囲は、貸付を受けようとする者(以下、「借受人」という。)が自己の居住する住宅の新築・増築・改築又は、購入及び宅地を取得するときの必要な資金に限るものとする。

(貸付金額)

第4条 貸付金額は、本会加入5年以上の者は100万円以内とし、10年以上の者は200万円以内とする。

(宅地を取得する場合の条件)

第5条 宅地のみ取得する場合は、貸付を受けた日から5年以内にその宅地に自己の居住する住宅を自己名義若しくは共有名義で新築しなければならない。

(利 率)

第6条 貸付金の利率は年利3.5%とする。ただし最終償還期日までに償還を完了しない場合は、延滞元金に対し年利10.95%の利息を徴収する。

(貸付申請)

第7条 借受人は、住宅・土地資金借入申請書(様式1号)に所定の事項を記入し、共済契約者等の承認を経て次の各号に掲げる書類を添付して、本会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

(1) 新築の場合

ア 建築確認書の写、又はこれに準ずるもの

イ 土地所有の証明書、借地については土地所有者との賃貸契約書の写又は同意書

ウ 経費見積書

(2) 増築・改築の場合

新築の場合に準ずる。

(3) 住宅又は宅地を購入する場合

売買契約書の写、又はそれに代るもの及び平面図

(連帯保証人)

第8条 借受人は、共済契約者等又は10年以上本会に加入している者1名を、連帯保証人(以下「保証人」という。)としなければならない。

2 借受人は、保証人が死亡又は退職したときは、遅滞なくその補充をし、保証人変更届(様式2号)を理事長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第9条 理事長は、第7条により住宅・土地資金借入申請書を受理したときは、実情を審査し、貸付運営委員会に諮り、予算等を勘案のうえ貸付金額を決定し、共済契約者等を経由し借受人へ通知するものとする。

2 前項の貸付決定の通知を受けた借受人は、金銭消費貸借契約書（様式3号）、印鑑証明書、委任状（様式4号）を共済契約者等を経由して、理事長あて提出しなければならない。

3 理事長は、前項の書類を受領したときは、借受人が指定した金融機関口座に貸付金を振込み、その旨通知するものとする。

（貸付決定の取消）

第10条 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付の決定を取消することができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) この規程の定めに違反したとき。
- (3) この規程により、資金の貸付を受けた物件を本会の承認を受けないで、第三者に譲渡し又自己の名義に供せず、他人に貸した場合及び他人に譲渡したと認められたとき。

（償還方法）

第11条 借受人は、貸付を受けた翌々月から毎月、本会が作成した償還計画表（様式8号）に基づいて、償還を行うものとする。

（償還期間）

第12条 償還期間は次のとおりとする。

償還金	50万円を超え	70万円以内	償還期間	70ヶ月以内
〃	70万円	〃 100万円以内	〃	100ヶ月以内
〃	100万円	〃 150万円以内	〃	150ヶ月以内
〃	150万円	〃 200万円以内	〃	180ヶ月以内

（資格を喪失した場合の償還）

第13条 借受人が資格を喪失した時は、借受人又はその遺族は、その未償還金の全額を資格喪失の日から1ヶ月以内に償還するものとする。

2 前項の期日内に未償還額を完納しないときは、本会より給付を受けるべき退職給付金のうちから当該金額の償還に充当するものとする。

（完了報告）

第14条 借受人は新築等が完了したときは、すみやかに現場写真等を添え完了届（様式5号）を理事長に提出しなければならない。

（委任規程）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

この規程は、平成9年4月1日から施行する。（第6条 貸付利率）

この規程は、公益財団法人の設立の日から施行する。（平成24年3月29日理事会決議）

この規程は、平成29年4月1日より施行する。（平成29年3月16日理事会決議）